

釧路市奨学金返済支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業を担う人材の確保及びその人材の本市への定着を促進するため、市内の中小企業等で雇用する正社員等の奨学金の返済を支援する企業に勤務し、奨学金を返済する者に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返済を支援する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。

(2) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他地方公共団体等が大学等の生徒・学生等に対して貸与する資金で市長が認めるものをいう。

(3) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者又はこれらの者に準ずるものとして市長が認める者をいう。

(4) 正社員等

事業主との間で所定労働時間を週20時間以上とする無期雇用契約を締結し、当該事業主の届出により雇用保険法（昭和49年法律第116号）第9条第1項の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの確認を受けた者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 協力企業（次条の登録を受けた中小企業等をいう。以下同じ。）に令和4年4月1日以後に正社員等として新規に採用され、交付申請日の属する年度において、当該協力企業に正社員等として勤務した期間を有する者
 - (2) 大学等在籍中に、奨学生の貸与を受け、計画的にその返済をしている者であって、交付申請日の属する年度において、勤務先である協力企業から奨学生の返済支援を受けた期間を有する者
 - (3) 前2号に掲げる期間内において、釧路市内に住所を有した者
 - (4) 市税の滞納がない者
- (協力企業の登録)

第4条 市は、人材の確保を目的として、自らが雇用する正社員等の奨学生の返済を支援する中小企業等であって、次の要件を全て満たすものを、当該中小企業等からの「釧路市奨学生返済支援事業 企業登録申請書」（様式1）による申請に基づき、協力企業として登録するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること
 - ア 市内に主たる事業所を有する中小企業等であって、奨学生の返済をする者（市内に住所を有する者又は有する予定の者に限る。イにおいて同じ。）を正社員等として現に雇用し、又は雇用する予定があること。
イ 市内に主たる事業所がなく、市内に支店、営業所等を有する中小企業等であって、奨学生の返済をする者を、就業地域を市内に限定したうえで正社員等として現に雇用し、又は雇用する見込みがあること。
 - (2) 前号に規定する正社員等に対し、奨学生の返済支援を目的として、第10条の規定により算定した補助金上限額以上の額の金銭給付を3年以上行い、又は行うことを予定していること。
 - (3) 本要綱に定める補助金の交付に関する手続その他の関連に関する事務に関し、本市の求めに応じ、必要な協力をを行うことができること。
- (登録の通知)

第5条 市長は、中小企業等から前条の規定による申請があったときは、その内容に関し、協力企業として登録することが適當と認めるときは「釧路市奨学金返済支援事業 協力企業登録通知書」（様式2）により、協力企業としての登録を不適當と認めたときは別に定める書面により、その旨を当該中小企業等に通知するものとする。

（協力企業の届出）

第6条 第5条により登録通知を受けた協力企業が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を「釧路市奨学金返済支援事業 協力企業届出書」（様式3）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 登録の取消しを希望するとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（登録の取消）

第7条 市長は、第5条により登録通知を受けた協力企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力企業としての登録を取り消し、その旨を「釧路市奨学金返済支援事業 協力企業登録取消通知書」（様式4）により通知するものとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当したとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（申請及び交付）

第8条 補助金は、毎年度、交付対象者からの申請に基づき、当該年度分を交付するものとする。

（補助の対象とする奨学金の返済）

第9条 補助金による補助は、交付対象者が釧路市内に住所を有し、かつ、協力企業の正社員等として勤務した期間において行った奨学金の返済（その返済に対する支援として、勤務先である協力企業から次条に規定する補助金上限額以上の金銭給付を受けたものに限り、繰り上げ返済等を除く。次条において同

じ。) を対象とする。

2 前項に規定する期間（以下「対象期間」という。）は月を単位として計算するものとし、60か月を限度とする。

（補助金の額）

第10条 一の年度における補助金の額は、当該年度に属する対象期間内において、交付対象者が奨学金の返済に要した額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。ただし、その額が当該対象期間の月数に10,000円を乗じて得た額を超えるときは当該額を限度とする。

（補助金の交付の申請及び決定）

第11条 補助金の交付を申請する者は、市長が別に定める期間に「釧路市奨学金返済支援事業 補助金交付申請書」（様式5）に、次に掲げる書類を添付し、勤務先の協力企業を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の借入総額及び返済計画が確認できる書類
- (2) 就業地域が市内に限定されている者においては、勤務条件等を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ交付の可否を決定し、「釧路市奨学金支援事業 交付（不交付）決定通知書」（様式6）により勤務先の協力企業を通じて申請者に通知するものとする。

（交付対象者の届出）

第12条 前条第2項の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を「釧路市奨学金返済支援事業 交付対象者届出書」（様式7）により勤務先の協力企業を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定を辞退しようとするとき。
- (2) 勤務先の協力企業を退職したとき。
- (3) 返済免除等により奨学金の借入総額又は残額が減少したとき。

(4) 住所又は氏名の変更があったとき。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、第11条第2項の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更し、その旨を「釧路市奨学金返済支援事業 交付決定取消（変更）通知書」（様式8）により勤務先の協力企業を通じて当該者に通知するものとする。

(1) 前条第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為で交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の実績報告)

第14条 第11条第2項の交付決定を受けた者は、市長が別に定める期間に「釧路市奨学金返済支援事業 実績報告書」（様式9）に、次に掲げる書類を添付し、勤務先の協力企業を通じて市長に報告しなければならない。

(1) 勤務先協力企業からの年間支援額が確認できる書類

(2) 対象期間における奨学金の返済を証する書類（証明書や通帳等）の写し

(3) 補助金振込口座の預金通帳の写し

(4) 住民票（発行後3か月を経過しないものに限る。）又は身分証明書（運転免許証等）及び公共料金領収書（電気、水道等）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告に係る審査及び調査等により、当該申請が第9条に規定する要件を満たすと認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を「釧路市奨学金返済支援事業 交付決定額通知書」（様式10）により勤務先の協力企業を通じて申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、第13条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。